

奈良県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和三年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
山本 剛裕	訪問専門もみじ鍼灸院 生駒郡三郷町勢野北四丁目八 一三九	令和二年十一月三十日
中野 孝信	N T   p l a n n i n g はり きゆう院 大和郡山市箕山町六一二四	令和二年十二月三十一日
和田 卓也	わだ整骨院 大和高田市曾大根一丁目一七 番二三一―一	令和三年一月十八日